

関西電力の電気料金再値上げ申請に係る意見、質問

2015 年 1 月 21 日

全大阪消費者団体連絡会

事務局長 飯田秀男

I. 関西電力の電気料金再値上げの申請に係る意見

1. 今回の再値上げ申請は、2013 年 5 月に規制部門 9.75%、自由化部門 17.26%の料金引き上げの上に、2015 年 4 月から規制部門 10.23%、自由化部門 13.93%の値上げ申請です。今回の申請が実施されれば、2 年前に比べて、規制部門 20.9%、自由化部門 33.6%の引き上げとなります。関西地域においても、実質賃金の低下が続いている中で食料品・日用品などの生活必需品の値上げ圧力が続いており、この上に、生活に欠かせない電気の料金値上げが実施されれば、日常生活だけでなく、中小事業者の生業にも多大な影響を及ぼすのは必至です。従って、今回の関西電力の再値上げには反対を表明します。
2. 言うまでもなく、関西電力はそのエリア内に安定的に、かつ可能な限り安価に電気を供給し、社会の生産活動や住民の生活を支える社会的責任を負っています。その経営陣は、経営に対する責任とともに社会に対する責任をも果たさなければなりません。今回の値上げ申請は「電源構成変分認可制度」に基づくものですが、関西電力には、「電源構成変分認可制度」に基づく費用問題にとらわれることなく、2 年前の申請を含めて値上げ申請の根拠、内容、経営方針等について、真摯に説明、情報提供を行い、透明性の高い議論を社会に提供する義務があります。関西電力の需要者の声に耳を傾け、謙虚に対応されることを期待します。
3. 今回の再値上げに際して、関西電力に問われ、求められる主な事項は以下の点にあると考えます。
 - ① 2 年前、および今回の申請における需給計画がどのように策定されたのか、また、その需給見込みの妥当性についてわかりやすい情報を提供し、説明すること。
 - ② 2 年前及び今回の値上げ申請の際に、関西電力が説明してきた経営の「効率化」がどのようにすすみ、どの程度の成果を得ることができたのか。またその効率化計画、効率化実績はどの程度の妥当性があるのかがわかる情報を提供し、説明すること。
 - ③ 今回の再値上げ申請は、2 年前に認可された補正申請の根拠となった経営計画の諸費用のうち、「電源構成変分認可制度」に基づく 4 科目費用の変動額を問題にしていますが、2 年前に認可された補正申請に係る経営計画が想定通りいかなかったことで、発生しなかった費用及び新たに計画外で発生した費用に係る情報を「電源構成変分認可制度」に基づく 4 科目費用以外についても公開し、説明すること。

Ⅱ. 「電気料金の値上げについて」（平成 26 年 12 月）資料の内容に関する質問

- ① 資料[2]のグラフにある「28,339 億円」は、逆算すれば平成 25 年度（2013 年度）の料金改定前の経営計画にある原価計画額となりますが、その理解でいいでしょうか。したがって、効率化計画及びその実績に示された額は、平成 25 年度（2013 年度）の料金改定前の経営計画にある原価計画額を起点に算定した額との理解でいいでしょうか。
- ② 資料[4]の原価算定諸元のうち、販売電力量（需要想定）の H25-27 前回計画、H27 今回計画と 2009～2013 年度実績、2014 年度見込について、その内訳等を教えてください。内訳の公表に当たっては、自社の電源別電力量（水力、揚水、石炭火力、LNG 火力、重（石）油火力、原子力、新エネルギー）、融通電力量、他社購入電力量、発電端・送電端電力量、販売電力量、原子力使用率、火力燃料の購入数量（重油、原油、LNG、石炭）、原油価格（全日本通関 CIF 価格）、為替レートの各々のデータを公表してください。
- ③ 資料[4]の原価算定諸元に関連して、2009 年度以降の販売電力量の実績推移のうち、自由化されている高圧電力の契約件数、契約電力量の推移について公表してください。そのうち、2013 年 4 月の料金改定を機に契約を解除した件数、契約電力量を 2013 年度、2014 年度別に公表してください。
- ④ 資料[4]の原価算定諸元に関連して、需要想定を見込むに際して需要家の節電努力、再生可能エネルギー源の拡大、電力需要のピークカット対応をどう評価していますか、また、それを今回の需要想定にどう組み込んでいるのかについて説明してください。
- ⑤ 資料[4]の原価算定諸元のうち、原油価格・為替レートが前回計画（H25-27）と今回（H27）が全く同じ数値を採用していますが、これを直近の実勢数値に置き換えることはしないのですか。しないとすれば、その理由を説明してください。
- ⑥ 資料[7]のプロセスにある、「地元のご理解など」の意味することについて説明してください。「地元」とは原発の立地自治体（美浜町、おおい町、高浜町）のみを意味するのですか。あるいはそれ以外の自治体を含むのですか。含むとすれば、それはどういう基準で選定するのですか。貴社の見解を説明してください。
- ⑦ 資料[10]に示された効率化計画の実績起点は平成 25 年度（2013 年度）の料金改定前の経営計画にある原価計画額との理解でいいでしょうか。貴社は効率化計画・査定額を上回る効率化を達成できたとのことですが、その要因をどう評価していますか。説明してください。
- ⑧ 資料[11]、[12]のうち、人件費が効率化計画・査定額を上回る効率化を達成できなかった要因は何ですか。また、「設備投資関連費用」「修繕費」「諸経費」で効率化計画・査定額を上回る効率化を達成できた要因は何ですか。説明してください。
- ⑨ 資料[13]の収支構造の推移では、燃料費・購入電力料が大幅に増加しています。資料[16]によれば、今回（H27）の変動額で前回（H25-27 平均）比 2154

億円の増加を見込んでいます。関西消費者団体連絡懇談会が 2014 年 9 月に提出した質問で明らかにしたところでは 2011 年度を境に融通購入電力の単価が大幅にアップしていることが判明していますが、その価格決定のしくみを教えてください。また、購入電力単価・金額を引き下げることができないかについて貴社の見解を説明してください。

2013 年度

	販売電力量百万 kw h	販売電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	1,319	14,427	10.94
他の電力会社融通	1,077	14,074	13.06
	購入電力量百万 kw h	購入電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	37,313	474,541	12.72
他の電力会社融通	4,014	80,407	20.03

2012 年度

	販売電力量百万 kw h	販売電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	1,130	10,097	8.94
他の電力会社融通	1,208	13,050	10.80
	購入電力量百万 kw h	購入電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	35,037	427,703	12.21
他の電力会社融通	7,216	140,219	19.43

2011 年度

	販売電力量百万 kw h	販売電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	1,305	11,456	8.78
他の電力会社融通	2,031	24,061	11.85
	購入電力量百万 kw h	購入電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	34,355	401,448	11.69
他の電力会社融通	7,062	128,925	18.26

2010 年度

	販売電力量百万 kw h	販売電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	1,103	9,115	8.26
他の電力会社融通	1,262	13,371	10.60
	購入電力量百万 kw h	購入電力料百万円	単価円/kw h
電力発電事業会社他社	31,538	322,860	10.24
他の電力会社融通	6,722	55,359	8.24

- ⑩ 2014 年度の購入電力料及び量、販売電力料及び量の見込み、他社、融通別に教えてください。
- ⑪ 関西消費者団体連絡懇談会が 2014 年 9 月に提出した質問で明らかにした 2013 年度の他社、融通別、購入電力料・販売電力料の実績と認可原価の比較は以下のとおりになります。

単位：億円、億 Kwh、円/Kwh

		認可原価（H25-27）			2013 年度実績		
		金額	発受電 電力量	単価	金額	発受電 電力量	単価
購入電力料	融通	193	8	24.02	804	40	20.03
	他社	3031	300	10.10	4745	373	12.72
販売電力料	融通	6		15.35	140	11	13.06
	他社	122	10	11.72	144	13	10.94

この表で試算された単価の計画と実績の相異に関する評価について貴社の見解を説明してください。

- ⑫ 燃料費増加のうち、燃料費調整制度に基づく単価調整によるコスト回収と燃料費金額の増加の関係についてわかりやすく説明してください。
- ⑬ 費用科目にかかわらず、効率化計画にあった執行を先延ばししたために効率化できた費用があれば、年度・費用項目ごとにその額を公表してください。

Ⅲ.「電気料金の値上げについて」（平成 26 年 12 月）資料の内容以外について

- ① 認可時の補正申請で役員報酬を平均 1800 万円にすると表明しながら、実績はそれを上回っています。その理由を説明してください。
- ② 2013 年 4 月に認可された補正申請は、原子力発電所 4 基が稼働することを前提に費用計画が立てられていましたが、原子力発電所は稼働しませんでした。2013～2015 年度の間、11 基の原子力発電所が稼働しなかった（しない）ことによって、発生しなかった費用及び新たに計画外で発生した費用を年度別、費用科目別、プラント別に公表してください。
- ③ 2013～2015 年度で、11 基の原子力発電所の稼働・不稼働にかかわらず発生した費用（2014、2015 年度は見込み）を年度別、費用科目別、プラント別に公表してください。
- ④ 貴社には、長期にわたって閉鎖し、稼働予定のない火力発電所があります。例えば、この資産を売却して収益に補てんする考えはないのですか。貴社の見解を説明してください。
- ⑤ 貴社は、日本原子力発電株式会社との間で、実質的に発電事業を再開できない敦賀原子力発電所から 1 号機 50%、2 号機 33%の割合で需給契約を結び、基本料金や人件費、減価償却費、修繕費、維持諸費等を支払い続けています。2013～2015 年度、貴社が日本原子力発電株式会社支払った（支払見込み）の

額を費用科目別に公表してください。また、現在、日本原子力発電株式会社に対する債務保証について、貴社が受諾している額について公表してください。

- ⑥ 貴社は、北陸電力株式会社との間で、実質的に発電事業を再開できない志賀原子力発電所から2号機 56%の割合で需給契約を結び、基本料金や人件費、減価償却費、修繕費、維持諸費等を支払い続けています。2013～2015 年度、貴社が北陸電力株式会社支払った（支払見込み）の額を費用科目別に公表してください。
- ⑦ 貴社は、法令に基づいて、日本原子力燃料株式会社に使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費の積立を行っています。2013～2015 年度、貴社が日本原子力発電株式会社、日本原子力燃料株式会社に支払った（支払見込み）の額を費用科目別に公表してください。また、現在、日本原子力燃料株式会社に対する債務保証について、貴社が受諾している額について公表してください。
- ⑧ 貴社は、11 基の原子力発電所を再稼働させる前提にたつて、規制基準を満たすための投資計画を発表しています。2011～2015 年度の間のその投資計画及び実績の内容、額をプラント別に公表してください。また、2016 年度以降にも計画がある場合にはその内容、額をプラント別に公表してください。

IV. 電気事業者としての方針・姿勢について

- ①認可時の補正申請で役員報酬を平均 1800 万円にすると表明しながら、2013 年度の実績は非常勤役員を含めた単純平均で 2195 万円になります。この事実は、2013 年 4 月認可時の補正申請の申請事実に対する関西電力の経営陣の姿勢を現しているとみることができます。すなわち、申請額を上回る役員報酬を執行する見地にたつて業務に当たっても、計画した利益が確保でき、株主に対しても、需要者に対しても責任を果たせると 2 年間にわたって判断したということになります。また、補正申請内容がまだ余裕のある原価算定であったとの疑念を抱かせるものです。今回の料金再値上げに至った経営陣の責任は非常に重いと言わざるを得ません。この問題に関する貴社の見解を伺います。